

第2回 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会 要点録

日 時 : 令和5年11月11日(土) 14時00分~16時00分

場 所 : 日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室

参加者 : 検討会委員 13名、事務局 8名 合計 21名

配布資料: ①【資料】次第

②【資料】席次表

③【資料】第2回検討会資料(パワーポイント)

④【資料】第1回検討会 要点録

⑤【参考資料1】評価指標及び評価基準(案)

⑥【参考資料2】解消策比較表(案)

【議題】

1. 開会
2. 本日の検討会について、前回のおさらい
3. 議事
4. 閉会

2. 本日の検討会について、前回のおさらい

(主な議論)

事務局 第2回検討会資料に沿って説明。

村木委員 前回の逐語録を見ると、浅海先生と私が、公園整備とこの違法性解消をどう考えるかという議論をしていたが、そこはおさらいとしては今後引き取っていただけるのか。

事務局 ご意見はあったという中で、この検討会の前の現地見学会、またこの検討会後の意見交換会の中で意見交換を行い、検討会は違法性解消に向けて進めていきたいということでこの形をとった。

村木委員 おさらい資料に、その部分が継続検討になっていることは入れといていただければ、私のような質問がでなくてもいいのかなと思った。

浅海委員 検討会の運営については5回で了承とあるが、令和5年度に実施する検討会は5回ということによいか。それがないと5回だけで全て終わってしまうのかなという誤解が生じると思ったので、そこは直してほしい。

事務局 ご指摘の通り。多くても月1回で、令和5年度は5回行うということだ。

中谷委員 おさらいというのはここまでは確認し、共通の認識になったという意味か。ワ

ーキングチームについてのこの提案は賛成だが、周辺住民の参加は自由参加になっている。この認識は新しい認識だと思うが、大体共通の認識になったのか。確認したい。

事務局 ワーキンググループについては、継続協議にはなっていたと思う。伊藤会長と事務局でよく相談をする中で、ここで大事なのが双方で意見交換を行って検討会の議論が周辺住民の意見を反映する形にし、できるような取り組みにした方がいいということだ。まずはこの形で取り組む必要があるということ。前のスライドでも継続協議としているが、まずは広くエリアを決めて周知をした上で、誰でも参加できるような形、市民の方も傍聴で広く公開するような形での取り組みが必要だということを書いてある。別途提案があれば、形を変えることも可能。現時点でこういう整理をさせていただいた。

金子委員 前回、2点最後にお問い合わせしたことについて、一点は周辺住民の説明会の事で、今回の資料にたくさんきめ細かく載っている。
もう一点が、小金井市と国分寺市の動向が気になるので教えてほしいとお願いした。資料を見ると、それがないがその理由は何なのか。

事務局 資料の方じゃなくて申し訳ない。小金井市、国分寺市の動向について、事務局もその動向がどういう内容か聞き逃してしまった。改めて検討会やその後の意見交換で内容を教えてほしい。検討会の中でやるべきものであれば、ご提示したい。

井上委員 自治会の代表の方という話が当初あったと思うが、広く参加してもらおうということで自治会という言葉が消えた。そこの経緯を教えてほしい。

事務局 周辺住民について、これまでの中で自治会だけではないだろうという話もあった。自治会の方には日野市の方からも働きかけを行い本日も傍聴で参加いただいている。ただ自治会の代表の方だけでいいという議論ではなかったもので、周辺住民という広くくりにしている。当然自治会の方も入るということで理解してほしい。

3. 議事

(主な議論)

- 事務局 第2回検討会資料に沿って説明
※(1)現状の確認、共有
- 村木委員 事務局から、要望書、意見書が出ているということだが、名前を黒塗りでも構わないので、委員にも書面で見せてもらいたい。
- 事務局 検討する
- 江藤委員 自治会の中で、自治会に入っていない世帯もあると思う。その割合みたいなものは把握されているのか。
- 赤久保委員 今、手持ちの数字はない。地域協働課で手続き等を扱っている。未加入世帯も実際に確認できない世帯もあるため、だいたい何世帯という形での割合になるが、その辺は提示できると思う。
- 江藤委員 今後意見を集約する中で、自治会と入っていない方たちがどのぐらいの割合なのか、知っておきたいなと思った。次回でも構わないので教えてほしい。
- 事務局 次回対応させていただく。
- 金子委員 2点お願いしたい。一つ目は、違法状態を何年続けるつもりなのかという大変鋭い意見が住民の中から出ているようだ。これに対しての日野市の見解があれば教えてほしい。もう一つは、他の2市の反応を知りたいという意見がある。案をこれから検討していく中で、外的要因と内的要因、大きく二つあると思っている。特に外的要因で、周辺住民の意見は大事にしないといけないと思って伺った。二つ目が、日野市のごみだけの問題ではなく、小金井と国分寺市のゴミの問題がある。極端な話だが、2市が5年後に清掃工場を建てられるのであれば、また解消策も変わって出てくると思う。違法状態を何年続けるつもりなのか、何年ぐらいを目途に考えていけばよいか教えてほしい。
- 事務局 方針で提示しているが、早期ということだ。期限は切っておらず、なるべく早くということ。ただ、違法状態を解消するためには、解消策がどのように解決していくかという部分は丁寧にやっていく必要があるので、この検討会を設けた。ここでの検討を踏まえて、違法状態を早く解消していきたい。なるべくこの検討会で最適案導くようお願いしたいのが、市の意向だ。
次に、現時点ではこの検討会を発足するにあたって、その搬入路の違法状態を解消するというのが、こちらの検討会の目的になっている。その前提が3市での合意で、現時点では可燃ゴミ処理施設を3市30年間使う前提という中で進んでいる。2市もその認識だが、その確認は逐次してるわけではない。その合意を前提として今回の搬入路の検討も進めていくことで考えている。
- 伊藤会長 説明会の中では、市長が直接説明しに行って、そこまでだったと記憶している。特に継続的に何かがされているわけではないと認識している。

小平委員 今委員長の方からも話あったが、この判決を受けて市長が直接 2 市の市長に状況について説明を行った。その後、2 市の部長級の会合が概ね月に 1 回ずつ開催している。その中で 3 市の合意内容を履行してほしいと確認をしている。30 年という区切りの中で次の手を考えるタイミングっていうのを図らせてほしい、市としてはこの合意書の履行をお願いしたいというのは、繰り返し話している。

金子委員 概ね 30 年をスパンで考えればよいということですか。これから案がいっぱい出てくるが、時間がかかるものもあるし、すぐやろうと思えばできるものもある。どこに時間の距離を置いたらよいかを悩んでいて、意見も変わると思い伺った。

事務局 今回の検討会の案の資料にも提示しているが、30 年で、作った場合の搬入路をどのくらい使うのかを提示している。それは 30 年というものを前提として資料を作っているの、30 年を前提として考えていただきたい。

事務局 第 2 回検討会資料に沿って説明

※（２）評価指標と評価基準（３）方策の洗い出し

井上委員 22 ページ 3-(3)、浅川ルートへの変更とあるが、私は他市のごみも含めて言っているわけではない。他市のルートはどうするかと質問が出されるが、他市のゴミのこと私どもは考える必要がないと思っている。他市の動向はどうなっているかを私も伺いたい。また、できるだけ早く小金井市、国分寺市が、同じテーブルで議論できることがベストだと思う。先ほどの事務局の話だと、他市の部長クラスの方からは、こちらの合意書に基づく検討会の進行に下駄を預けるような発言がされているということだったので、それだとどうなのか。私は、ただ浅川堤を日野市のごみのトラックだけ通して、日野市のごみの違法だけは解消してほしいという願いで、私は参加している。当初、その合意書に基づく検討会なので、他市のゴミを受け入れないということをご遠慮くださいと副市長に言われていたが、市長から、「いやそれでもいいんだよ、だから検討会っていうんだよ」という話が合ったので私は応募した。これが最初から他市のごみの受け入れが大前提で動く検討会であれば、私はここにはいない。そのあたりの確認をしたい。日野市だけで勝手に決めてはいけないと思っている。委員の皆さんは、当たり前だと思っているのか、そのあたりを伺いたいと思っている。

伊藤会長 複雑な問題で、そのことについてどうするかという話はやる必要はあると思うが、他に質問を聞いてからでもいいか。

村木委員 用地のところを確認したい。公共用地で黄色の部分を公共用地 東京都および日野市という書き方になっている。これは、日野市として、東京都の合意をと

りながらじゃないと使えないという意味なのか、どこかの部分までは日野市としてある程度自由にできるのかという区別があるのか教えてほしい。

事務局 きっちりとした場所、東京都なのか日野市なのか そこまでの整理ができなかったの、この形で書かせていただいた。この図面で言いたかったことが、東京電力の鉄塔がある、一部民有地が残っていることをお知らせしたかった。また、河川区域、河川保全区域があるということを表したかった。

北川原公園側と根川のところは全部日野市、根川の下側の部分は東京都の流域下水道の土地。東京電力のところを除いた緑の線で囲われたところの下は、全部根川以外は東京都の土地という認識だ。

村木委員 20号バイパスよりも右側は東京都と。20号バイパスよりも右側の道路部分の東京都のところに今搬入路を設けているっていうことで、了解した。

笠間委員 流域下水道の計画が今後、東京都としてどういう方向で計画されているのか、少し情報として市は持っているのか。

事務局 今のところ当初の計画から変更があった等は聞いていない。

笠間委員 そこの場所を素人が見たとき、何か改めて下水道用地としての工事が進んでいるような感じは、しばらく見受けられない感じを持っている。どのような方向性を持っているのか、聞いていただきたい。

事務局 東京都の方と協議したいと思っている。

日野市の事務局担当としての意見として聞いてほしいが、東京都に聞いたわけではないが、人口減少で流域下水道がそこまで必要なのかという話だとは思いますが、そういう懸念はあるのかなと事務局としては思っている。これまで流域下水道の計画を立てて用地を取得してるが、人口減少の中で、その計画そのものの見直しを、ここだけではなくて全体を見直さなければいけないと考えられる。そのような方針が出てその計画の見直しに行くにしても、かなりの時間がかかると事務局としては思っている。

井上委員 公園の管理用通路を4年更新で東京都から借りていると私は聞いてたが、それは今後30年間借用するとしたら、4年間隔でずっと更新していくのか。今度いつ更新時期が来るのか教えてほしい。

事務局 今後借りていくかは、違法状態の解消策によってだと思う。現状、令和8年3月31日までの使用許可期間になっている。

江藤委員 確認だが、第1回のときに配られた参考資料2の表の中の5番の搬入路統合という案があるが、今の右側端のルートと浅川堤防ルートに統合するっていうのがあったため、バイパスの左側の部分が問題になっていて重いと認識してた。これは両側とも重みは同じなのか。

事務局 現状の共有というところでお伝えしたかったことだ。

いろいろな判決の理由があったかと思うが、全体として2億5000万円は、全

ての道路、今回の搬入路に対して、市長が市に損害を与えたということだ。市も他の関係機関も、全ての道路について違法性が問われているという認識で、その部分は全て今回の検討会で解消を図っていかなければならない。

前回、参考のイメージとして配ったものは、事業者を決めるにあたっての提案の中の資料を提示したものだ。検証したものではないので、今回の参考資料2の比較表がスタートということで認識してほしい。

- 江藤委員
事務局
村木委員
窪田委員
村木委員
事務局
窪田委員
江藤委員
事務局
江藤委員
- そうすると、南側の道路を今のまま残すのもなしになるということか。。
- こちらの道路は、ごみ処理の車が何も対策を講じずに通ることはできないという認識だ。それは判決で違法性が問われているという認識だ。
- 公園内に搬入を設けたことが良くないと司法の裁きがあった。南側の道も公園内に設置したのがいけないと言われたのか。
- 裁判で、そこもその一つの争点になっていたが、都市計画で公園が作られるため、現実に公園ができているかどうかの前に、法律では都市計画公園とされているところに搬入路を作ることは違法ではないかと、私達が問うた。その公園になったところを歩いていいかという問いかけももちろんした。都市計画で公園とされているところを通行できるのか、という点で僕らはできないと思っていた。裁判所はできないと判断したと思っている。
- この都市計画公園である下側のところだが、東京都の水再生センターの将来の用地として取得されているということ。これは今どのように解釈したらよいか。水再生センターの用地だと見るべきなのか、まだ都市計画公園の整備すべき場所だと理解すべきだと、どちらか教えてほしい。
- 取得してるのは下水道用地として東京都が取得している。この都市計画公園の位置づけだが、前回見た覆蓋化の上でサッカー場ができる形が完成形。この図面の20号バイパスから下の下水道用地は、下水道の都市計画と公園の都市計画が重なっているところで、将来的な完成は下水道の施設ができた後に、公園として整備することが、計画として位置づけられているという認識だ。
- 都市計画で流域下水の地域になっている。流域下水道はできていないが、その上に道路はつくれない。流域下水道計画に反してはいけない。これと同じことで、公園計画は、二重にされている。なので、公園計画されている都市計画公園の上に搬入路を作ることはできない。下水道も、都市計画公園も同じ理屈になると思う。
- 今、南側でこのパッカー車が通らない、もっと南に下る通路があると思うが、あの道は問題ないのか。
- あの道路は日野市が借りているわけではなく、下水道施設の維持とか更新とかに必要な車両を入れる通路として位置づけられているところ。
- それは都市計画公園の中だが、そちらはOKになっているのか。

- 事務局 下水道の施設を維持管理するための施設で、それは問題がない。今までも搬入路を作る前はそこで出入りをしていて、維持管理の車両が出入りするところで使っていたと思う。
- 江藤委員 南に行く道をそのまま搬入路として通せないか。民家があるのか。
- 事務局 下水の施設がある。
- 笠間委員 浅川ルートへ変更（案）と多摩川ルートへ変更（案）に共通することだが、この両方のルートは、評価指標の「周辺への影響」で書かれている「交通量の増加」「都道の渋滞への影響」「住民・歩行者の安全性」「騒音・振動・悪臭など」という表現以上の実態がでてくると思う。実際ここに3市のごみ収集車が通ると、かなりの交通量増だと思う。その場合の1時間ごとの収集車両の数など数値で表してほしい。浅川ルートで来る場合、バイパスを通過して、万願寺の交差点から来て東部会館のあたりで、浅川土手に入ることだと思うが、排気ガスとかも非常に気になる。そのあたりをもうちょっと数値化をして出してほしい。
- 今朝も、日野高校の生徒さんたちがかなり通っていたが、この表現だけでは非常に不十分だと思う。
- 井上委員 他市のゴミについて皆さんがどのようにしていくかは、自由だと思う。私は他市のことまでは考える必要はないと思っている。
- 伊藤会長 このルート案の条件として、そういう考え方とそうでないものも選択肢としてはあるという理解でよろしいか。一緒くたにはしないでくれっていうこと。他に何かあれば。
- 金子委員 2点お伺いしたい。まず一点、莫大なお金がかかるが日野市は大丈夫なのか。その辺が議論していく上で気になったのでお伺いした。
- 二つ目、関係機関との調整だ。1案2案にはそんなにないと思うが、この2案はまさに住民の理解と協力をどう得られるかということ。他の案は、国や東京都、警察等の調整がずいぶんある。日野市の中でできる範囲ならそんなことはないが、ずいぶんかかるかなと思う。
- 伊藤会長 今は、評価指標で、客観的にここが問題っていうところの整理だけだ。次に評価基準から、どのぐらい妥当なのかという重し付けは、我々がまた議論しなければいけない問題。今の御指摘は、この後の我々の議論ということで整理してもよいか。
- 笠間委員 先ほど申し上げた周辺の影響は、数値化したものを出してほしい。お願いしてよいか。
- 事務局 早急に対応できるので、わかり次第、またメール等で対応していきたい。ピークの時は、行き帰りで55台入って55台出るという状況。1時間に110台という数字は出ているが、その他の時間帯が出てないので、それはまたお伝えす

る。

笠間委員 それはここの道路を、行ったり来たりで 110 台になると考えればよいか。相当な数だ。

窪田委員 もともとルート変更をして、多摩川沿いから入れていく話が出ていた。その前提は、浅川ルートで石田地域の方々がこれ以上迷惑を受けたくないという意向が強いので、変更してくれていうことだった。それを前提に考えると、浅川ルート、多摩川ルートを検討することは最初から僕は論外だと思っている。片方の人が嫌だと声をあげてるのに、反対側に持って行って OK ということはあり得ないこと。どう解決するのかというと、両方を通らないで、国道から直接ごみ搬入ができる方法をお金かけてやるしかないと思う。案 1、2 は論外だと思っているので、議論しても仕方がないと思う。むしろ、お金の問題としてやるべきことをやるってことが大事だと思う。

私はお金の問題としては、70 億が 2 市から協力のお金として出るということが前提だ。70 億のお金ももう半分くらいは使われたそうだが、少なくともまだ半分残っているはずだ。そこを超えてもというのは言い切れないが、30 億くらいの枠の中で住民から不満が起きない方法を考えていくことがこの委員会の仕事ではないかと思っている。

浅海委員 確認だが、2 市からの 70 億の半分使ったということで残りの 35 億ですが、新たな搬入ルート整備に全て使えるお金と考える前提でよいのか。

赤久保委員 このお金というのは、一部もう使用して、一部は基金として貯めている。それとまだあの 2 市から入ってきてない部分がある。70 億のうち、既に使っている金額が約 43 億。基金に積まれている金額は 5 年度の末の予定で 10 億。70 億から 43 億引いた 27 億ちょっとが実際に今後使える額ということ。他に使わないという条件のもとで使えるのは 20 億ちょっとということ。

浅海委員 それに市の単費をプラスアルファするかどうかというのは、現実的かどうかかわからないが、選択肢としてありうらと思う。選択肢の中身だが、笠間委員がおっしゃったように、まず現状でそれぞれの道にどれぐらいの交通量が発生しているのかというデータと、各選択肢の案になったときの交通量の増加や前後変化が、わかるような比較の表になっている必要があると思う。

特に案 1 や案 2 だが、これが日野市の以外の 2 市の分が入っている案なのか入っていない案なのか、どちらを想定して書かれてるのかっていうことも、明示して作っていただく必要がある。また例えば、JCT 案やスロープ案にしても、片側だけ搬入路を使って、帰りは既存道路を使うとか案の組み合わせも考えられるのかなと思う。さらにルートを時間的に分散させながら、行きと帰りで、なるべく地元へ負荷が掛からないようなやり方がないのかという検討なども比較案として並べられる必要があるのかなと思う。

- 事務局 組み合わせのことは、片側はスロープを使って、もう片側は既存の道路を使うとか組み合わせはいろいろあるが、組み合わせる相手としては、既存のルートと他の片側みたいな形だろうし、組み合わせるにしてもこの案の中で組み合わせるのかと思う。組み合わせをするとすごくたくさん案が出てきてしまうので、どのルートがいいとかも含めてご議論いただきたい。
- 違法状態を解消する検討会なので、今現時点でこの搬入路を通っている車の全部が違法状態である。2市の車がそこを通るといことも違法状態なので、それは解消しなければならない。ここに示している全ての搬入、今使っている車が別のルートにするという案を検討する、それがこの検討会の目的である。2市を分けても、その2市の方は他のルートを考えなければならない。どちらにしても、2市も含めた今通ってる車全部が違法でそれを解消するための検討会である。そこは御理解いただきたい。
- 浅海委員 例えばですね、多摩川ルートへの変更は、要するに日野市+2市部分が全てこのルートを使うという案じゃないと思っているが、全てこのルートだけ使うということか。
- 事務局 最初の3案ぐらいに絞る段階であり、一応全部ということでの提案。今後の議論の中で別のルートと組み合わせも想定としている。まずは、場所を変えらるとすればこのルートがいいのではないかということを書いて羅列している。
- 浅海委員 例えば2案の中で、日野市から来るごみの車はどういうところからこの赤い線に入ってくるのか。
- 事務局 日野市のごみについては、今の北川原公園の搬入路を使うように、基本的な考え方としては搬入路を通して入る。今の搬入は全て公園側から入っているので、それが基本的には多摩川ルートを通るといような収集の仕方になる。
- 浅海委員 そういうルートが示されてないので、車の流れの全体像がわからないと思う。車が日野橋のところ集中するのであれば、その周辺のところ新たに影響を与えるっていう案になるんだと思うが、多摩川沿いのルートだけ赤い線で示されているとそのような影響に気が付かない。全体の回収ルートを図化していただくのが必要だと思う。
- 事務局 検討させていただく。
- 井上委員 先ほど窪田委員の御説明では、周辺住民から浅川から多摩川の方に変えてくださいよっていう提案が出されていたことは私も聞いたことある。日野市のごみはいいけれども、他市のゴミが入ってくるのであれば、多摩川べりを使ってよというお言葉を自治会長さんから聞いた記憶がある。なので、日野市のごみだけだったら、違法解消をすぐできるということで私は提案したつもり。先ほど言われたように、同時に違法解消できないのは、ここの検討会の役割を果たさないというお言葉だったが、そういう形でここの委員会

が日野市のごみ運搬のみの解消をするという提案を排除するのであれば、それを文章にして残してほしい。

他市のゴミを受け入れる大前提として、この検討会が行われてるっていうことで、一部だけ解消っていうのは、解消にならないのであなたの提案は没ですということであれば、それははっきりと記録していただきたい。先ほど事務局がおっしゃったように、二つの提案を複合的に考えて、同時にそれを活かすっていう方法もあると言われて、それは可能性はあるとは思っている。先ほど日野市のごみはどこから入ってくるのかという話があったが、どっからだっ入れて。ただ、最終的にゴミ処理場に入っていくのは、多摩川堤案は他市ごみ受け入れだということ。日野市のごみは一旦、バイパスを国立側に降りてもう1回登ってきて、小金井国分寺のトラックと同じように入口を一カ所にすれば、北川原公園の西側というか北側の方というか・・・を全く使わないで済むルートだっであるわけだ。そういう形で検討することも可能であるけれど、ごちゃごちゃするのを避け浅川堤を提案した。最初からこの検討会の役割が同時に一度に違法解消する提案じゃなければ駄目だと言われたら、もう没みたいなふうに私は受けとめた。

中谷委員 信号案のことで、混雑度 1.32 から 1.44 へ増えるという評価が下のところにされている。要するに、信号ができることによって一定期間で切って、切る時間をどうするのかとか、流入車両 110 台時間当たりというのに関わってくる数値なのか、待機車線をもう少し長くすれば混雑量が減るのかなど、ちょっとわからないのでその点を説明してほしい。

事務局 1.44 に上がるっていう根拠は信号をつけることについての算定なので、それは別途お示しする。一般に信号 1 回当たりサイクル長という赤から青へ順繰りする時間が決まっている。その時間が 1 回割り込むことになるので、信号の多い数だけ負荷がかかってくるという計算根拠があるのでそれをお示しする。なので、110 台が与える影響という数値、算定ではないということ。

事務局 補足だが、警視庁から出ている資料は、あくまでも一般車両の交差点を作るといふこと条件を出しているもの。今回一般車両ではなくて特殊な車両専用道路なので協議する上でもハードルが高い。一般的に流入が多い、一般車両が多いので、ここに信号をつければ安全性が増す、歩行者が多いから等の必要条件とかが出ている。今回は、そもそもないところにつくるし、今時点で計画がない道路で、その道路で一般車両が通るわけではないので、なかなか難しいと考えている。

中谷委員 先ほどコストの点で周辺環境整備費のことについて議論があった。周辺環境整備費というのは、新しいクリーンセンターを 3 市共同で作る関係で、周辺住民にできる限り負担を減らすと、というような意味を持ったものだと思う。不

利益を受けるので、それに対する補償のような性格のものだと思う。このことが非常に大事だと思っている。もう一つは、元々共同処理施設を作るときには、搬入路ってというのはセットである。その搬入路が違法であったということが明らかになったが、本来ならば、共同処理施設を作るときに合法的にこのぐらいお金かかるから、このルートで作るということを、深く検討しなければいけなかった。それが今、後先逆になっているところに問題がある。いずれにしても、周辺住民への負担を軽減するために使われる費用として周辺環境整備費があると思う。

伊藤会長 はっきり言って、ここに示されている案ではどれも駄目だということだ。それぞれの委員もこだわりもあるので、評価し始めたら、紛糾していい結果にならなそうなる気がする。今聞いた中で、データもいろいろ出さなきゃいけないものもあれば、複合的なことも考えてもうちょっと選択肢を増やさないかと、少し先に進めないんじゃないかと思う。今日はそういう意味で、どういう観点での選択肢なら広げられるかっていうヒントを与えていただいたことで、この後の議論は、次回引き続き行きたいというふうに思う。まずは評価基準案と選択肢の案と評価指標と評価基準についての途中までということで、ここまでしか議論できないと思う。基本的には評価するにしても、ここまで評価基準を説明して、次までに何か点つけてくださいというやり方は多分駄目だと思う。それを合計して点が高いから良いというのでは納得できないと思われる。それぞれに出してもらおう分にはいいが、点が高いから良いにはならないという僕は認識でいる。そこでの議論が相当ないと、合意には達しないと思う。それなりにオール満点にはならないかもしれないが、妥協案を探していくのがこの委員会の目標かなと思う。そうするとこの選択肢では、ちょっと難しいかなというのが僕の印象だ。

事務局 あくまでこの比較表は、案はとして評価の視点としては挙げさせていただいて、会長がおっしゃるようにこれを全部点数化して集計することは全く考えていない。ただ、案としては、この7案の中から複合的に詳細に情報は提供した中で評価をしていただく。やはり会長が言うように議論が必要だと思うが、その議論をするにしても、委員の方の思いとか意見もあると思う。そこを1人ずつ、発表みたいな形を出し合って、その中で議論をしていただいで決めていただきたいと思っている。

伊藤会長 もう一つ、先ほどから言われてるごみ3市の動向だ。ごみ処理の問題で、2市を加えたことで、住民間の軋轢みたいのを生み出したっていういろんな評価や総括もある。30年を待たずにすぐ断るみたいな可能性も含めつつ、本当に30年後になくなるのかという疑いが相当多くの方が説明会で持っていた。ごみ処理の技術的な動向も含めてごみゼロ社会に行けるのかというも議論を含

めて2市と一緒に話し合っていないといけない。この検討委員会としてはそのことも視野において、2市のゴミをどれだけ減らせるのかなど評価付けしないと。ぜひそういうことも議論していきたいというふうに思うので、それは僕の方から事務局の方といろいろまた検討したいと思う。

井上委員 3市のその違法道路を解消する方策として、3市共同処理を大前提とした議論をしながら違法解消するっていうのが合意書に基づくこの検討会でもある。その枠を超えて、意見を求めるっていうのが、市長の大阪上中学での言葉だった。それは、一般市民として意見を述べる機会があり、公募市民だから参加してくださいって言われたので応募した。私も原告団のときは、その違法解消はとても大事だと思ってたし、合意書の第1項目がその他市のゴミを受け入れる大前提の文章っていうのに気づいたのは最近のことなんである。やはり周辺住民の原告としては、2市のゴミ受け入れたくないというのは根底にあるので、原告団をやめた。そういう立場からすると、会長が言ったように合意書に基づいた検討会は設置されたけれども、意見はあらゆる方策を受け入れますよというのは、市長の話だった。窪田委員から、この検討会の役割は、3市のごみ処理を同時に違法解消しなければ役割として果たせないというような発言があったので、私はこの場に来るのは間違っていたかと思った。他の方策と一緒にすることによって可能性を見出す方策は、他市のごみをとりあえずは受け入れているわけだから、それは続けないといけないとは思う。周辺住民である新石自治会は日野市のごみはいいが、他市のゴミが来るから法律も考慮しないで勝手に公園の中に道路を作ったという話を自治会長さん言っていた。同時にやらなければ何年間もかかる提案ばかりなので、だとしたら今すぐ日野市の3分の1だけ違法の解消ができて、他の2市は交渉するのに何年かかるかわからないから、ほんの数年でも早く解消ができたらと。

伊藤会長 貴重な選択肢のような私は思う。

井上委員 それが周辺の声だ。そういう声を聞いているからで、私の思いではない。

伊藤会長 ぜひ辞めないで欲しい。

井上委員 そう言っていただけるのは会長だけだ。

伊藤会長 選択肢のいくつかの中にはあってもいいような気がする。そのためにはごみのことを勉強してみんなでごみを減らすことも重要で、そういうことも視野に入れないと選択肢を取りにくいという気もする。

伊藤会長 2時間を過ぎたので、今日のところはし締めたと思う。あと一時間ぐらいフリートークの時間を用意するので言い足りない等あればそこで言っていたきたい。

事務局 第2回検討会資料に沿って説明

※（４）その他

- 事務局 1点だけ確認したい。周辺地域との意見交換会を1月に予定をしたいと思っている。どこまでの結果か出るかは別として検討会の進捗状況を説明する機会が必要だと思っている。今回の提案だが、広報で周知もしたいなので1月ぐらいに開催すると1月号に掲載しなければならないので、ここで1月中にやるということで、了承が得られればその準備をさせていただきたい。周辺の方にピラを配ったりもするのでそこだけ確認をしたい。
- 笠間委員 ワーキンググループの周知対象範囲のことだが、私は新井自治会で赤枠の中だ。落川上というのは百草園駅の方まであることは確かだ。この赤枠の中に入っていない非常に浅川に近い地域の方もいるし、程久保川から10mのところのお住まいの方もやはりすごく関心を持っている。やっぱり自治会という単位で環境保全協定とか、自治会で判断をしてくださいというふうに市から求められてきている事項というのがある。なので、500mだからといってこういう組み方をしないで、範囲は広がるが落川上自治会全体に対象範囲を広げてほしい。
- 伊藤会長 広報に出したら誰が来てもいいよと基本なっているので、広げたって別に良いだろう。
- 事務局 チラシを直接配る範囲については、今回それを議論する時間がないので次回にする。
- 伊藤会長 私の方で責任もって事務局と調整する。
- 村木委員 会長のほうで、この今の議論の進捗に対して、1月に何を意見交換できるかっていう内容も含めて責任持って検討していただきたい。ちょっと今議論が遅れてるので1月早いかなっていう感じもしている。
- 伊藤会長 1月中ということで進めていただいて、終了してよろしいか。
- 事務局 次回は、12月9日土曜日にここで2時から2時間ぐらいを予定している。また、検討会の前には現場視察および反省会をするので、今日と同じような形で執り行いたいと思う。
- 伊藤会長 これで第2回の検討委員会を終了させていただく。